

部活動に係る活動方針

1. 策定の趣旨

本校では、教育活動のひとつである部活動において、生徒一人ひとりが健全な心身を養うことに併せ、望ましい人間形成を構築させながら、社会の一員として協調性・自主性・社会性を身につけ、逞しく生きる力を育成するため、『道立学校に係る部活動の方針』に則り、学校教育目標をふまえ『2019年度部活動に係る活動方針』（以下「本方針」）を策定することとする。

本方針は、本校における部活動が、地域、家庭、学校、競技・分野毎に応じた多様な形で最適に実施されることをめざし、さらにはその活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。

なお、部活動は、生徒が自主的・自発的な参加により行われるものであることから、活動への参加を義務づけたり強制するものではなく、勝利至上主義や能力による格差意識に加え、体罰やパワーハラスメント等、生徒の健康を脅かす要因となるものの根絶を行うものとする。

部活動を実施する上では、けがの防止や心身のリフレッシュを図るなど、生徒の生活が充実したものになるよう配慮した活動時間・休養日の設定を行うものとする。また、教員がやりがいを持って部活動の指導にあたることのできる環境を整備する。

本方針は、本校の規定に基づき、国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁等）や中央教育審議会の動向を注視しながら、よりよい部活動のあり方について検討し、必要に応じすみやかに改定に取り組む。

2. 適切な運営のための体制

(1) 設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

【運動部】男子バレーボール部

女子バレーボール部

卓球部

ソフトテニス部

硬式野球部

バドミントン部

サッカー部

ラグビー部

男子バスケットボール部

女子バスケットボール部

陸上競技部

空手道部

【文化部】美術部

吹奏楽部

【局】 ボランティア局

(2) 部活動に関する相談窓口

相談窓口は、郵便、ファックス、メールのいずれかにより、下記の連絡先に提出する。

【窓口担当】 教頭宛

住所 〒086-0214 野付郡別海町別海緑町 70 番地の 1

FAX 0153-75-2263

Mail bekkai-z0@hokkaido-c.ed.jp

(3) 「部員名簿」「年間活動計画」および「活動年間参加承諾書」等の作成および提出

各部の責任者（以下「顧問」）は、「部員名簿」「年間活動計画」および「活動年間参加承諾書」等を作成し、校長に提出する。「入部届」については、入学した後の一度とする。「退部届」または新たな部活動へ入部する際の「入部届」については、都度提出する。顧問は、保護者から活動承諾を得るとともに、それぞれの緊急連絡先を把握し、不測の事態に備え連絡体制を整備する。

(4) 遠征・大会参加

遠征・大会参加の際は、本校の所定の手続きをとることとする。

校長は顧問に対し、日程や移動手段、経費等について保護者および生徒の承諾を得るとともに、保護者への通知および実施後の報告等をすみやかに行うよう指導する。また、保護者、生徒および顧問の負担が過度とならないよう指導する。

(5) 指導・運営に係る体制

校長は、生徒や教員の人数をふまえ、指導内容の充実性（顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、持続可能な活動が円滑に実施できるよう、適正な部の数を設置する。また、顧問の決定にあたり、校務全体が効率的かつ効果的に実施できる必要があることを鑑み、可能な限り複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導および運営・管理に係る体制を構築する。さらに、各部の活動・生徒状況などを学校全体および地域に開かれたものとするよう、交流する場（顧問会議、PTA や CS の研修会等）を設ける。

(6) サービスの遵守

校長は、専門的な学校教育について理解し適切な指導を行うため、顧問および外部指導者に対し次の事項について、徹底するよう指導する。

- ・学校教育における部活動の位置づけ
- ・教育的意義
- ・発達段階に応じた科学的な指導内容
- ・安全の確保や事故発生時の適切な対応
- ・生徒の人格を否定する言動（ハラスメント）や体罰等の根絶
- ・生徒や保護者からの信頼を失墜させる行為の禁止

(7) 業務改善および勤務時間管理

校長は、教員の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策」および「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」をふまえ、法令に則り、業務改善および勤務時間管理を

行う。

3. 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 状況に応じた適切な指導

校長は、顧問および外部指導者に対し、次の事項について徹底するよう指導する。

- ・生徒が、技術や体力等の効果を得ることに併せ、主体的かつ意欲的に活動に取り組むためには、心身をリフレッシュさせるための休養を確保する必要があること。
- ・過度の練習が、スポーツ障害や外傷のリスクを高めており、必ずしも技術や体力、能力の向上につながるわけではないということ。
- ・生涯にわたり、スポーツや芸術文化に親しむ基礎を培うため、校内外の活動に積極的に参加できる環境を整備するとともに、異世代交流等をねらいとした小中学校および地域との連携を図る機会を設けること。
- ・生徒が「燃え尽き症候群」になることなく、大会や発表会における目標を達成することができるよう、種目および分野の特性を捉えた活動を行うこと。
- ・生徒一人ひとりの健康調査を行うとともに、専門的な知見を持つ教員（養護教諭等）と連携を図ることで発達の個人差や成長期における心身の特徴をふまえ、正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 指導手引きの活用

校長は顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引きを活用するよう指導する。顧問は、該当する手引きを活用し、専門的な知識および実践等をもとに、合理的かつ効率的な指導を行う。

4. 休養日の設定

(1) 適切な休養日

成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日(以下「週末」)は、少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末または祝日に、大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等(以下「大会等」)の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を設ける。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることに併せ、部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 適切な活動時間

成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)

は3時間程度とする。

- ・休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合は、上限の範囲内での活動を行うことができるものとする。ただし、こうした取扱いをした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導にあたる教員の負担軽減に十分留意する。
- ・本校が所在する地域または活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

(3) 弾力的な休養日等の設定

上記に掲げる原則における弾力的な休養日等の設定については、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとする。

ア 休養日の下限

- ・学期中は、平日に週1日（年間52日）以上、週末または祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする（週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

(4) 部活動の特性に応じた休養日等の設定

冬期間、屋外での活動が制限される部について、休養日および活動時間は上記の基準を原則とする。原則どおり運用することが困難と認められる場合は、長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のように実施することも可とする。ただし、こうした実施の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送るため、基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定する。

- ・休養日は、平日または休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とする。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。
- ・活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）が3時間程度となるように実施すること。

(5) 方針策定・運用に当たっての留意事項

校長は「部活動に係る活動方針」の策定にあたり、国のガイドラインの基準をふまえるとともに「道立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動の休養日および活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、

その運用を徹底する。

5. 生徒のニーズをふまえた環境整備

(1) 同好会等の設置

校長は、生徒と顧問の負担が過度にならないよう、適正な部活動数を考慮した上で、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる同好会等について検討する。

(2) 合同チーム、合同練習について

顧問は、合同による部活動の取組について、合同チームや合同練習による活動を行うことにより教育的な効果が認められる場合、その負担が過度としないことを考慮した上で、実施の可否について校長の承認を得て活動することができる。

校長は、関係する校長と協議の上、教育課程との関連を勘案して実施の可否を判断する。

なお、他校と合同練習を行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めない。長時間の移動を伴う場合は、生徒および保護者の負担にならないよう配慮した実施回数とする。

(3) 地域との連携

校長は、生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の方たちの協力、社会教育施設の活用、関係団体との連携、保護者の理解と協力等、学校・地域・家庭がともに子どもを育てるという視点に立った、協働および融合した持続可能な活動のための環境整備を進める。

6. 部活動の充実に向けて

(1) 指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義をふまえ、効果的に指導を行い、成果を上げている事例を把握するとともに、活動の適切な実施および充実に資するよう努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（利用可能エネルギー不足、無月経および骨粗しょう症、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

校長は顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また顧問は、校長の指導をふまえ適切な指導を行う。

- ・生徒指導の観点から、技能の習得向上や取り組む姿勢等を通じ、心身の成長のための指導であることを生徒に明確に伝え、理解を深めた上で実施するなど、顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とする。また、顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるという認識は誤りであり、指導にあたっては、生徒の人間性や人格を尊重し、否定するような発言や行為は行わないこと。

(4) 生徒の人間関係形成を大切にしたい集団づくり

校長は顧問に対し、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であることを理解させ、次のことを徹底する。また顧問は、校長の指導をふまえて適切に指導を行う。

- ・リーダー的役割を持つ生徒の育成
- ・規律やルールを守る意識、協調性や責任感、耐性の醸成
- ・望ましい人間関係づくり
- ・人権を踏みにじる行為や能力差による格差意識の根絶
- ・部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長および顧問は、保護者に部活動や大会等を公開する場を積極的に設け、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら指導に取り組むことができる環境づくりに努める。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

校長および顧問は、発達障がいを含め、障がいに対する正しい知識と該当する生徒の状況を把握することに併せ、インクルーシブ教育をはじめとするノーマライゼーションの理念のもと、互いを認め合い支え合う意識の醸成を図るとともに、人権尊重を推進する体制の確立に努める。また、障がいのある生徒が、大会等に出場・参加することができるように配慮することについて、主催者や関係団体に働きかけることとする。